

1. はじめに

門真市第6次総合計画の計画期間（令和2年度～令和11年度）の10年の間には、人口減少・超高齢社会のような社会情勢による変化や大規模な地震やゲリラ豪雨などの自然災害の発生が懸念され、その対応が求められています。

また、新型コロナウイルス感染症については、令和2年3月下旬以降、国内での感染が急速に拡大し、令和2年4月から5月まで緊急事態宣言が発出されました。

しかし、緊急事態宣言に伴う外出自粛や営業休止による影響は甚大であり、令和2年4月から6月期実質国内総生産（GDP）が年率27.8%のマイナスとなり、急激な落ち込みを見せています。

このような厳しい状況にあることから、市民の暮らしを維持していくには、新しい生活様式を定着させ、感染拡大防止と経済再生の両立を図っていく、いわゆる新型コロナウイルス感染症と共存して生活をしていく「ウィズコロナ」の観点を踏まえた取組をすすめていく必要があります。

国の「ウィズコロナ」の観点

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 R2.3.28（R2.5.25変更）
（国の新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針）

- ①感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着を前提として、段階的な社会経済活動のレベルの引き上げ
- ②感染拡大予防ガイドライン等の実践の促進
- ③感染拡大のリスクへの備えとした監視体制の整備及び的確な情報提供・共有による感染状況等の継続的な監視
感染拡大に備え、医療提供体制の維持の準備を進めるほか、検査機能の強化、保健所の体制強化及びクラスター対策の強化などへの取組
- ④感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立
- ⑤再度感染拡大が認められた場合には、速やかに強い感染拡大防止対策を実施

今後においては、機能的な新型コロナウイルス感染症対策が進み、特効薬や予防薬（ワクチンなど）が量産されることで、感染症が収束に向かうと考えられており、新型コロナウイルス感染症による生活様式・社会経済への影響、いわゆる「ポストコロナ」についても、これから想定していく必要があります。

「ポストコロナ」においては、これまで築いてきた生活環境が大きく変化し、社会における仕組み、制度や事務のあり方などにおいて、デジタル化がさらに加速するなどの抜本的な変化がもたらされるほか、今後10年間の社会情勢に関する動きとして、大阪府では大阪・関西万博を踏まえ、府内への外国人の流入や本市での予定されているまちづくりなどを見据え、本市においてもその変化に対応する強靱な行政運営を進めていくことが重要となります。

このほかにも、引き続き本市のめざす将来のまちの姿を実現し、本市が持続可能なまちとして発展していくためには、市民が主体となったまちづくりを推進していくことも取り組んでいく必要があります。

令和3年度においては、市民の暮らしを守るための新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組を進めることともに、感染症収束後のまちづくりを見据え、次のような視点に立ち、門真市第6次総合計画を推進することとしています。

①市民の暮らしを守る新型コロナウイルス感染症拡大防止・経済活動の維持

- ◆感染症の拡大防止
 - ①感染拡大の防止と収束を見据えた取組
- ◆暮らしと経済を支えるセーフティネットの強化
 - ①市民の暮らしを守り、安心安全を確保
 - ②雇用の維持と事業の継続
- ◆危機を乗り越え未来をつくる
 - ①内外の消費需要を喚起する取組
 - ②未来に向けた持続可能な社会経済の構築

②「協働・共創」によるまちづくり

これまでの協働に加え民間事業者を含めた多様な主体による「協働・共創」

③「まちの成長」と「財政の健全化」が両立する計画的な財政運営

市民ニーズを踏まえ、透明性の高い、エビデンスに基づいた財政運営

④持続可能で効率的な行政運営

先端技術の活用、他自治体との連携、共同処理、行財政改善の推進に係る取組など

2. 計画策定の趣旨

門真市第6次総合計画令和3年度実施計画は、本市のまちづくりの最上位計画である門真市第6次総合計画（令和2年度～令和11年度）に掲げるまちの将来像である「人情味あふれる！笑いのたえないまち 門真」の実現に向けて、財源の裏付けをもちつつ、本市が直面する新型コロナウイルス感染症拡大防止への取組を中心とし、引き続き急激な人口減少や2025年問題への対応などの様々な課題にも対応する施策を着実に推進することを目的として、事業実施の指針として策定し、公表するものです。

3. 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和5年度までとします。

4. 計画策定の視点

「ウィズコロナ/ポストコロナ」の観点を踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大防止とともに感染症収束後を見据えたまちづくりに重点をおき、全ての事業において見直しを進めながら、次のような視点に立ち計画を策定します。

視点1. ウィズコロナポストコロナ

本市においては、令和2年度に新型コロナウイルス感染症に対応するため、予備費の充用や予算の補正を行い、感染症拡大防止策のほか、市民生活や事業活動等への支援に取り組んでおります。令和3年度においても、新型コロナウイルス感染症の収束状況をみながら、「新しい生活様式」も踏まえた感染症拡大を防止するとともに、感染症収束後を踏まえたまちづくりへの取組が必要であることから、国の補助金を有効に活用し、市民のいのちと暮らしを守り抜くための総合的な取組を進めます。

視点2. 急激な人口減少の抑制、選んでもらえるまちへ

人口減少社会においても一定の人口を維持するとともに、バランスのとれた年齢構成を実現するため、将来を見据えた投資を行い、「子どもを真ん中に地域みんながつながる健康で幸せな地域共生の『まち』」「働きながら、子育てしながら暮らしやすい便利で快適な職住近接の『まち』」に向けた取組を進めることにより、定住都市としての魅力を高める計画とします。

視点3. 事業の再構築

既存事業については、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、社会情勢や市民ニーズの変化等を踏まえ、改めて事業の有効性や必要性を検討するなどの見直しを行います。

また、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動の低下による税収の減少が見込まれることから、「門真市健全な財政に関する条例」の財政運営の基本原則に則り、スクラップアンドビルドの徹底などの事業の見直しを実施していくこととします。

5. 事業提案

新規事業や既存事業の拡充・手法変更などについては、事業提案書を作成し、企画課へ提出することとし、事業提案書をもとに個別ヒアリングを行い、提案を受けた事業内容が予算検討すべきものかどうかを判断します。

予算検討となった事業については、経常事業とともに予算査定を経て、市が実施する事業として施策体系に分類し、実施計画として取りまとめます。

6. 事業提案採択の考え方

6-1. 基本的な考え方

次のような事業を中心に採択を検討します。

① コロナ禍における持続可能な市民生活及び社会経済活動に資する事業

- 市民の健康を支える
検査体制の強化、介護予防の強化、フレイル対策・重症化予防対策事業、高齢者の就労支援事業（活躍の場の創出事業）、障がい福祉の充実に資する事業、自立支援の拡充（生活困窮者支援事業）、新型コロナウイルス感染者サポート事業等
- 防災備品等の購入、避難所等の感染症対策事業等
- 市民の経済活動を守り、社会経済を支える
子育て世帯への負担軽減に係る事業、雇用の創出事業、産業支援事業、経済喚起事業等
- スマートシティ（スマート自治体）の推進
スマートシティ（スマート自治体）に寄与する事業、テレワーク推進事業、小中学校で一人一台のパソコンの導入事業（GIGA）、オンライン診療推進事業、マイナンバーカードの普及に寄与する事業等
- まちの魅力を向上させるなど、投資効果のある事業
e-スポーツに関する事業、外国人共生に関する事業等
- 国や府の補助制度等を積極的に活用する事業（地方創生推進交付金等）

② 今後のまちづくりを見据え、本市が積極的に実施していく事業

- 子育て・教育施策のさらなる充実
未就学児への支援事業、教育学習関連の充実に寄与する事業等
- 住まい環境を向上させ、住んでみたくなるまちへ
公共交通に関連する事業、道路公園の整備事業、空家対策事業等
- 広域での課題解決による行政運営の強化
- 急激な人口減少の抑制に資する事業
- 行財政改善に資する事業
- 森林環境譲与税を活用する事業
公共施設等の国産材による木造・木質化、国産材を活用した木製備品の活用等

門真市第6次総合計画令和3年度実施計画 策定方針 (3/3)

6-2. 既存事業の採択の考え方

既存事業については、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、実施効果の把握に努め、必要性・目的を再確認しつつ、他の事業との整理統合も含め見直しを図るとともに、ニーズの変化を十分に踏まえたものとなるよう、コスト縮減・実施方法の変更などにより、市民にとっての満足度を高めることができる（効果を高める）ものとなるよう精査を行います。

6-3. 新規事業の採択の考え方

- ① 新規事業については、「6-1. 基本的な考え方」を踏まえた事業を中心に採択することとします。
- ② 上記①以外であっても、社会経済情勢及び制度改正等により早急に実施しなければならない事業についても「4. 計画策定の視点」を踏まえて、作成してください。
- ③ 新規事業の査定に際しては、既存事業の見直し状況や事業間の優先順位等の検討を行いますので、新規事業の作成にあたっては、関連する事業との整合性についても、十分な検討を行ってください。

6-4. 事業提案の採否と予算編成の考え方

- ① 提案を受けた事業については、事業の必要性、既存事業の見直しの状況を踏まえ、予算検討を行うべきかどうかの判断を行います。
- ② 予算検討事業に対する予算の配分は、要求のあった事業（経常を含む）の優先順位等を考慮し、予算査定の中で総合的に判断します。
- ③ 市が実施する事業として確定したものが、実施計画に掲載する内容となります。

7. 策定スケジュール

実施計画策定のスケジュールは下記のとおり予定しています。

日程			企画課 (事業提案)	財政課 (予算)
月	日	曜日		
9	23	(水)	事業提案書の提出締切（議会後）	
	24	(木)	各課ヒアリング	
	↓			
10	23	(金)	第1回企画財政部長内示	※各予算要求書の提出期限等は別途通知
	26	(月)		
	27	(火)		
	↓		企画財政部長査定	経常的経費ヒアリング 政策的経費ヒアリング (10月下旬ごろ開始予定)
11	25	(水)	第2回企画財政部長内示	
	27	(金)		
	30	(月)	復活要求	
	↓			
12	28	(月)		復活要求 (経常的経費及び政策的経費)
	4	(月)		
1	5	(火)	復活要求 市長査定 (市長懇談) 市長内示（予定）	企画財政部長査定
	↓			企画財政部長内示
	中旬			
	↓			
	下旬			
3	下旬		実施計画策定・公表	

なお、計画策定過程の「見える化」を図るため、事業担当部局からの事業提案から実施計画へと確定する過程を随時公表します。

令和2年12月下旬 事業提案・予算要求内容の公表

令和3年1月下旬 企画財政部長内示の公表

令和3年2月上旬 市長内示の公表

令和3年3月下旬 実施計画策定・公表

※ 事業担当部局からの要求段階から公表するため、各部局においては十分に内容を精査して事業提案・予算要求を行ってください。